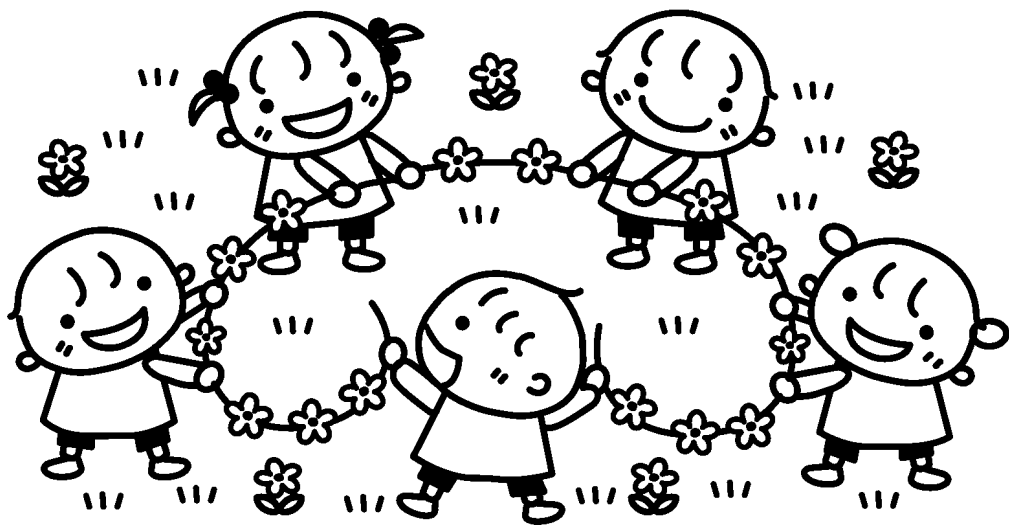


令和7年度

あたご保育所のしおり

重要事項説明書



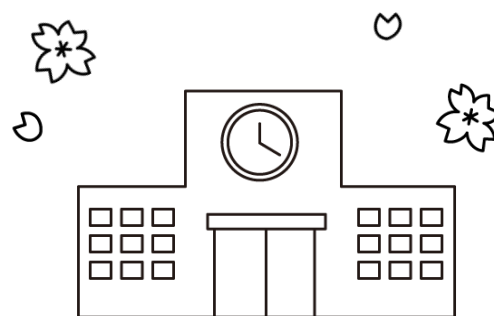
上尾市立あたご保育所

目 次

P1	施設の概要・沿革
P2	保育の理念・方針・目標
P3	あたご保育所の保育目標・あたご保育所ってこんなところ
P4・5	保育内容・絵本の貸し出しについて
P6	保育所からのお願い 慣れ保育について 用意していただく物 休所日・集金について・「赤ちゃんの駅」設置について
P7	給食について・写真販売・オムツのサブスクについて
P8	幼児教育・保育の無償化及び給食費の実費徴収について
P9	ICT システム（コドモン）の導入について
P10	門の施錠・安全管理について 送迎について 送迎時の駐車場利用について AED自動体外式除細動器の設置について
P11	保育時間について 延長保育料について
P12	臨時延長保育の利用について・延長保育の手続きについて
P13	子育て電話相談について 小学校との連携について 職員の研修について
P14	個人情報について・写真およびビデオ撮影について 自己評価について 災害時の避難場所について ・災害伝言ダイヤルについて
P15	風水害等の災害時における臨時休園の基準について
P16	保育の代替措置
P17	病児・病後児保育について
P18	休日保育について
P19	《あたご保育所の1日》0歳児デイリープログラム
P20	《あたご保育所の1日》1・2/3・4・5 歳児のデイリープログラム
P21	健康管理について
P22	保育所とくすり
P23・24	子どもがかかりやすい感染症
P25	埼玉県救急電話相談・中毒110番電話サービス
P26	予防接種のお願い・歯磨き習慣について
P27	災害共済給付制度について
P28	保育所についてのご意見・ご希望をお寄せください 届け出について
P29	変更事項届出一覧表
P30	令和7年度行事予定表 ・保育所案内図 ・あたご保育所のお散歩マップ ・避難経路マップ

1 施設の概要

所在地	上尾市愛宕2丁目23-22
開所年月日	昭和48年4月1日
建設延面積	983.17㎡
建物構造	鉄筋造2階建て
電話・FAX	(048) 774-8079・(048) 774-8379
定員	125名
入所対象児	6ヶ月から5才児就学前
沿革	市内9番目の公立保育所として開所（現在5番目） 最初に0才児保育を実施し、17号端に位置し車や電車通勤にも便利で開所当時から現在まで高い充足率を保っています。 *昭和50年より障害児保育を実施しています。 *地域交流を実施しています。 *子育て相談も実施しています。



令和7年4月1日予定

クラス編成	児童数	担任	職員
0才児 ひよこ組	6名	2名	所長 主任保育士 相談員 フリー保育士 給食調理員 用務員・事務員 短時間保育士
1才児 ばんび組	15名	3名	
2才児 りす組	19名	4名	
3才児 きりん組	25名	2名	
4才児 うさぎ組	25名	3名	
5才児 ぞう組	25名	2名	
クラス 合計	115名	16名	延長保育パート職員 11名



＜保育の理念＞

- 1 すべての児童が、心身ともに健やかに育成されるよう努める。
- 2 すべての児童の生活を等しく保障し愛護する。
- 3 保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成する。

＜保育の方針＞

- 1 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、人として生きる力を養う。
- 2 子どもが健康、安全で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図る。
- 3 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- 4 保護者と密接な連携をとり、保育の内容等が保護者の理解と協力を得られるよう努め子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を行う。
- 5 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

＜上尾市立保育所の目標＞

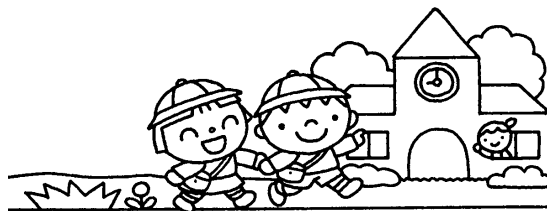
- 1 **心身共に健康な子**
養護される中で、基本的習慣を身につけた健やかな子
友達と一緒に様々な運動や遊びをする子
- 2 **自分を大切に友達も大切にできる子**
子ども同士の関わりを深め、いのちを大切にし、思いやりやいたわりの気持ちのある子
自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持ち、仲良くできる子
- 3 **安定した環境の中で考え、働きかけていける子**
安心した環境の中で、自分で物事を考えられる子
いろいろな遊びを通して、安全や危険を学んでいける子
- 4 **何事にも関心を持ち、意欲的に遊べる子**
自然や身近な物に関心を持ち、それを遊びに取り入れ、作ったり工夫したりできる子
友達と協力して、見通しを持った遊びや生活ができる子
- 5 **自己表現のできる子**
自分の意見をはっきり言い、相手の意見も受け入れられる子
様々な体験を通して、感性と創造力の豊かな子



＜あたご保育所の保育目標＞

子どもの姿

- 1 意欲的に生活し、遊びを楽しめる子
- 2 自分を大切に、友だちも大切にできる子
- 3 自分の思っていることが表現でき、相手の思いを受け止められる子



保育所では、毎日の生活の中で家庭と協力をしながら、月齢や健康状態に合わせて一人一人を大切にする保育を心がけています。

それには「良く遊び」「良く食べ」「良く眠る」ことが大切な基本です。

子どもたちが「こころ」も「からだ」も健やかに育つよう、様々な経験を通して友だちとの関わりも深めてほしいと考えています。



◆あたご保育所ってこんなところ◆



あたご保育所は、子どもが100人を超える大きな保育所です。あたご保育所の保育室は全て1階なので、それぞれのクラスの様子を見ることができます。園庭にも出やすく、冬でも園舎が北風を遮り暖かな園庭での戸外あそびを十分に楽しんでいます。

廊下がとても長く、小さい子は探索活動を楽しみながら活動量が増えて体力もついていきます。園舎の西側には、菜園活動のできる空間があります。植物の生長と共に、発見や収穫を楽しむことができます。また、近くには大きな公園があり、散歩に出かけることもあり、四季折々の自然に触れ親しみ、楽しんでいます。



< 保育内容 >

基本的生活習慣

食事…保育所の給食は旬の物を取り入れた手作りで、出来たての温かい給食をいただいています。行事食やお友だちと一緒に食べる事で、苦手なものでも、自分で食べてみたいなど意欲的に食べられるように、食べることが楽しいと思えるような雰囲気を作り、箸の使い方、食事前の手洗い等、マナーも身につけていくようにしています。食器は「強化磁器・陶器」を使用し、家庭的温かみをだしています。離乳食、食物アレルギーの安心献立等の必要な子どもへの食事は保護者と話し合いながら進めています。



睡眠…睡眠は年齢によっても違いがありますが、保育所では、集団保育・長時間保育を踏まえ、一人ひとりの子どもの年齢等に合わせ睡眠時間を変えるなど、子どもの疲労に注意し適切な休養がとれるようにしています。



素足・薄着

素足…保育所では年齢や一人ひとりの健康状態に配慮し、子どもの気持ちを大切に、四季を通じて室内や園庭など素足で過ごしています。足の親指は脳との関わりが深く、運動能力の基礎となる蹴る力がつき、身体全体のバランス感覚、瞬発力が培われます。素足で生活することで「土踏まず」が発達し、歩く、走る、跳ぶ、蹴る、登る等の動作が上手になるようです。



薄着…保育所では日頃から、出来る限り薄着で過ごす事を習慣づけております。子どもは大人よりも体温が高く新陳代謝が活発なことから、薄着で過ごすことで体温調節の働きが良くなり、皮膚や粘膜が鍛えられ、風邪をひきにくい身体にします。「大人より1枚少なく」が目安です。

散歩

散歩などの戸外活動を取り入れ、砂利道、坂道など変化のある道を歩くことで、子どもの足腰が強くなり、健康な身体作りにつながっています。

散歩を通じ、四季折々の自然を探索し、楽しみながら、小動物や草花、昆虫に触れ、生き物など、大きさ、美しさ、形の不思議さなど体験しています。



水・砂・泥

保育所では、水・砂・泥んこを使った遊びを大切にしています。水・砂・泥は変化する素材で、

子どもの頭でイメージし、友達と身近な道具を使い一緒に遊ぶ中で協力し合う気持ち・考える力・集中する力もつき、手指・足腰・腕もしっかりしてきます。

仲間づくり

子ども達は一緒に生活し、遊びを通じて自分の気持ちを伝えることや自分を表現することを学んでいきます。遊びを通じてお友だちとかかわり、けんかやぶつかり合いをしながら、相手の痛みを感じ、人に対しての思いやりの心、優しさが生まれ、育ちます。

リズム・歌

0～5才までの子どもの発達段階を基本にしてリズム遊びを行っています。ピアノや歌に合わせて、身体を動かし表現することで、柔軟な身体や豊かな表現力が養われます。また、四季折々の歌、わらべうた等を楽しみ、子どもの心を豊かに育てます。

描く、つくる

子どもは自分が体験したことを描きます。自分の描いた絵を通して楽しかったこと、感じたことを表現します。一人ひとりの描くことを大切にしています。また、いろいろな素材・教材を使い、ちぎる・貼る・切るなどして制作を楽しんでいます。

歌集会

ホールに全園児が集まり、歌を歌っています。大きい子の歌う姿を見ながら、小さい子が体を揺すり真似して歌い、輪が広がっています。

絵本の貸し出しについて

貸し出し日……各保育室…毎日（貸し出しは3日間です）
事務室前廊下の本箱…（月）きりん・ばんび
（1週間貸し出し）（水）うさぎ・りす
（金）そう・ひよこ

貸し出し時間…15：00～18：45

貸し出し条件…兄弟関係は上のお子さんのクラスで借りてください。

児童一人に1冊です。返却してから次の絵本を借りましょう。

貸し出しノートや記入用紙の必要事項に、記述してください。

延長保育時間の際に、貸し出しを希望される方は職員にお声掛けください。

返 却 日……保護者の方が貸出表の返却日を記入し、元の場所に戻してください。

※本の汚れ、破損などありましたら担任までお知らせください。



< 保育所からのお願い >

- 日常生活に配慮すること（熱性痙攣、脱臼、アレルギー、喘息等）は、必ずお知らせください。
- コドモンの連絡帳は登所前までに記入し送信してください。
- 住所、勤務先の変更は速やかに連絡しましょう。
- 携帯電話を緊急連絡先をしている方は、必ず電源を入れておいてください。
- 各クラスのホワイトボードは毎日見るようにしましょう。
- 衣類は毎日点検をしましょう。手拭きタオルは毎日取り替えましょう。
- ベッドシーツ等は金曜日（土曜日）に持ち帰り、洗濯してお持ちください。



< 慣れ保育について >

お子様が新しい環境にスムーズに慣れるよう、入所当初の約一週間から2週間を目安に保育時間を短縮して保育を行います。お子様の状況や年齢により時間及び期間は多少異なります。ご家族やお勤め先と調整していただき、ご協力くださいますようお願い致します。尚、日程の調整などお気軽にご相談ください。

< 用意していただく物 >

- 手拭タオル、着替え、汚れもの袋、ベッドシーツ、タオルケット、毛布等（年齢により異なりますので詳しくは、担任にお尋ねください）
- カラー帽子を着用します。（帽子は週末に洗濯をお願いします）

そう：青　うさぎ：ピンク　きりん：黄　りす：橙　ばんび：黄緑

帽子は、毎日保育所にお持ちください。



< 休所日 >

日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日。
但し、災害などの場合、臨時に休所となることがあります。

< 集金について > 集金箱は玄関にあります。

赤い集金箱…延長保育料を入れてください。

黄色い集金箱…杉の子会費（保護者会用）を入れてください。

※集金袋が配布されましたら、なるべく早く納めるようご協力ください。

< 「赤ちゃんの駅」設置について >

「赤ちゃんの駅」とは、誰でも自由におむつ替えや授乳が行えるスペースの愛称です。

上尾市内の公共施設には、「赤ちゃんの駅」が設置されています。

あたご保育所にも平成22年から設置されており、赤ちゃんのおむつ替え用マットが用意してあります。

< 給食について >

0・1・2才児クラスは、完全給食です。午前と午後におやつがあります。

3・4・5才児クラスも完全給食です。実費徴収となります。

全保育所共通の献立となっています。献立表を毎月、配信しています。

給食の献立はフォトフレームでお知らせしています。お迎え時にご覧下さい。

※毎食給食、おやつの前に検食を行っています。



【給食の献立について】

献立表は、前月 25 日を目安にコドモンで配信します。

公立保育所は統一献立になっています。(毎月 1 回、保育課栄養士、保育所長、調理担当者、保育士、看護師が給食打ち合わせ会を行い決定しています。)

栄養のバランスをとるため、出来るだけ多くの食品を組み合わせるようにしています。

旬の食材、行事食を取り入れています。

薄味で自然の味を生かした調理を心がけています。

【食材喫食チェック表について】

公立保育所では「安全でおいしい給食」の提供を行う中で、いろいろな食材を使用しております。安心・安全な給食を進めていくために、実際に給食で使っている食材を載せた「食材喫食チェック表」を配布し、家庭での喫食状況も定期的に確認させていただきます。

【食物アレルギーの対応について】

食物アレルギーに伴い、食品の除去や緊急時に備えた処方薬の預かりが必要な場合は、お申し出ください。除去食は完全除去が基本となります。

< その他 >

【写真販売について】

オンライン写真販売サービス「そだちえ」を導入しております。

園での様子や行事の写真を閲覧・購入できます。

利用には、会員登録が必要になります。

【紙おむつ等サブスクサービスについて】

保護者の負担軽減等を目的として、ご家庭からオムツを持参することなく保育所が発注・保管する紙おむつとおしりふきを定額で利用できるサービス「おむつのサブスク」(希望者)を導入しております。



《 幼児教育・保育の無償化及び給食費(主食・副食費)の実費徴収について 》

令和元年 10 月から、保育所等では、3～5歳児クラスに在籍するお子様については、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料をお支払いいただく必要がなくなりました。また、0～2歳児クラスに在籍するお子様で、住民税非課税世帯についても、保育料が無償化となりました。

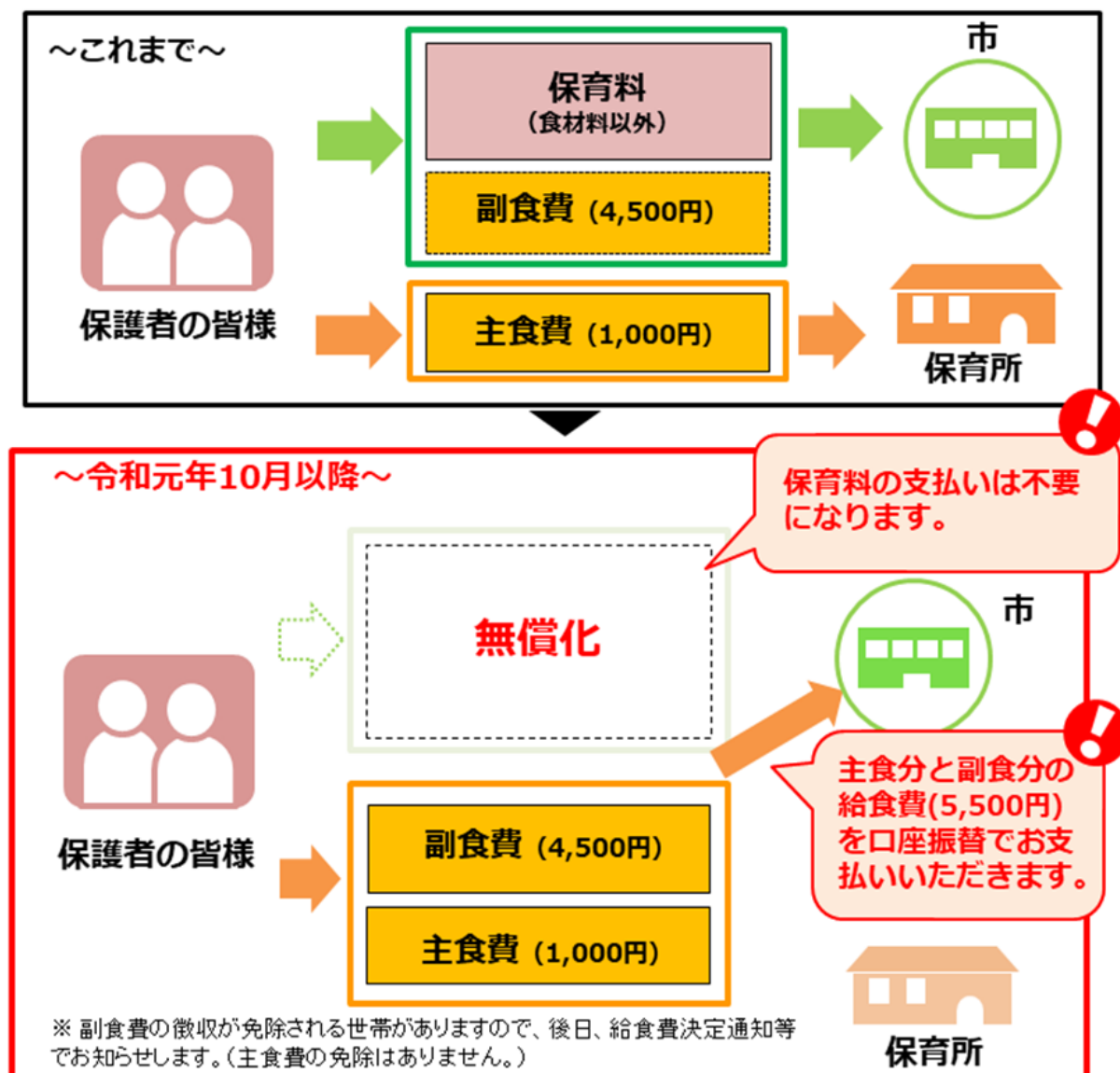
但し、3～5歳児クラスについては、主食費に加え、これまで保育料に含まれていた給食の食材料にかかる費用（副食費）については、保護者の皆様のご負担となります。

公立保育所では、主食分(1,000 円)と副食分(4,500 円)を併せた給食費（5,500 円）をお支払いいただくことになります。

給食費は、保育料でご登録いただいている口座から振替をさせていただきます。なお通帳への印字は「保育料」となりますが、ご了承ください。（同意書に記入していただきます。）

※給食費のうち副食費の徴収が免除となる世帯がありますので、該当する方には保育課からお知らせします。（主食費の免除はありません。）

※食材発注の都合があるため。事前に欠席が分かる場合は、欠席の6日前（閉園日は除く）までに保育所長へ申し出て下さい。減額になる場合があります。（詳しくは保育所長までご相談ください。）



《 ICT システム（コドモン）の導入について 》

上尾市立保育所では、保護者の皆様との各種連絡・情報共有の効率や利便性を高めることを目的として、令和4年11月から保育ICTシステム「コドモン」を使用しています。利用には、保護者用スマートフォンアプリのダウンロードとお子様・保護者情報のご登録が必要となります。

【登録方法】

- 1 入所される保育所から、お子様の保護者用アプリの「ID」「パスワード」が記載された案内書を配布します。
- 2 案内書に沿って、保護者用アプリをダウンロードして下さい。
- 3 お子さまと保護者様の情報の登録をお願いします。

保護者情報の登録項目

アプリのダウンロード後、お子様の情報として「氏名」、「ふりがな」、「お誕生日」、「血液型」、「性別」の入力をお願いします。

※項目の一部は保育所側で入力済みの場合があります。「お子様のプロフィール写真」の追加は任意ですが、追加する場合は、お子様の顔が認識できる写真をお選びください。

※上記以外の項目等もアプリ上で入力可能ですが、保育所では上記項目のみ管理しますので、それ以外の項目等を入力した場合は、保護者自身が把握するための情報としてご活用ください。

アプリ利用料

無料でご利用いただけますが、アプリ利用に伴う通信料はご負担いただきます。

対応端末

スマートフォン、タブレット、パソコン

※上記をお持ちでない方、その他ご事情によりアプリのご利用ができない方は、別途保育所までご相談ください。

SNS 利用への注意

近年の情報化技術の発展により、個人に関する情報の公開は非常に慎重に行うべきで、自分以外の家族や他人の個人に関する情報を、本人の許可なく掲載することは、厳に慎まなければなりません。そのため、コドモンで得た情報や写真などを SNS 等へ投稿する行為は控えるようにご協力お願いいたします。

【各種機能】

- ・お知らせ配信機能（施設からのおたより）
- ・出欠・お迎え連絡機能（出欠・お迎えの連絡）
- ・アンケート機能（行事や懇談会などの参加希望日の集計）
- ・登降園管理システム（登降園の打刻システム）
- ・連絡帳機能（家庭での様子、園での様子を情報共有）
- ・資料室

※アプリの各機能については別途資料にてご案内いたします。

< 門と玄関の施錠について・安全管理について >

不審者の侵入防止の観点から9：30頃から、15：30まで門を施錠しています。

※慣れ保育・保育参加・懇談会・その他行事等、施錠時間の変更や、施錠出来ない場合がありますのでご了承ください。

< 保育所への連絡について >

- ・保育所では、コドモンでの連絡は、午前9時、午後2時～3時の間、午後4時に確認いたします。
- ・欠席・遅刻は、午前9時までにコドモン又は電話で必ず保育所へ連絡してください。
連絡が無く登園していない場合は、電話で確認をさせていただきます。
- ・仕事や急用でお迎えが遅くなる時は、コドモン又は電話で連絡してください。コドモンでは午後4時までにお願いします。それ以降は電話での連絡をお願いします。

< 送迎について >

- ・保育所の出入口の門の2ヶ所の鍵（カバー式・ダイヤル式）は、保護者の方が責任を持って開閉してください。
- ・送迎は保護者の責任でお願いします。9：00までに登所してください。（給食の人数確認の為）登所・降所の際は、必ず職員にお声かけをお願いします。また、送迎時間に遅れる場合には、必ず連絡をしてください。
- ・駐車場の混雑で認定時間（標準18：30・短時間16：30）を過ぎる場合は電話でご連絡ください。職員が確認し、延長料金が発生しない場合もあります

※保護者以外の方のお迎えは、必ず連絡をしてください。

（中学生以下の児童による送迎はできません）

確認ができない場合は、（事故防止の為）お子様をお渡しする事はできません。

< 送迎時の駐車場利用について >



送迎時の駐車場は大変、混雑をします。次の点について、ご協力をお願いします。

- ・国道17号側からの進入は禁止です。危険なので絶対にやめてください。
- ・ルールとマナーを守って、駐車してください。
- ・待っている方もいますので、速やかな移動をお願いします。
- ・路上駐車は、近隣の皆さんにご迷惑をかけますのでやめましょう。
- ・コンビニ、スーパーの駐車場への駐車はやめましょう。
※車上荒らしの被害が多発しています。貴重品等は車内に置かず、必ず身につけて送迎してください。

< AED自動体外式除細動器の設置について >

上尾市内の公共施設には、AED自動体外式除細動器が設置されています。

あたご保育所にも平成20年から設置されており、保育所の子どもの利用だけ

ではなく、近隣の方の利用も可能です。また、職員は全員AEDの取扱い講習を受けています。



《 保育時間 》

曜日	朝の延長保育	通常の保育時間	夕方の延長保育
月～金	7:00～8:29	8:30～16:30	16:31～19:00
土	7:00～8:29	8:30～12:00	12:01～18:00

※ **延長保育**を希望する場合は、保育所に延長保育申請書を提出し、承認を受けてください。

※ 認定区分に伴う最大利用時間を越えた延長保育の利用については、延長保育料が発生します。
(詳細は次の項目をご覧ください。)

※ 勤務が休みの日は、延長保育は利用できません。通常の保育時間内(8:30～16:30)で送迎してください。(学校行事・通院等)

※ 保育所の1日(デイリー・プログラム)は別紙のとおりです。

(P19、P20をご覧ください)

《 延長保育料 》

認定区分に伴う最大利用時間を超える利用について、以下のとおり延長保育料を設定いたします。

1. 延長保育の設定について

	保育標準時間認定	保育短時間認定
利用時間 (認定区分に伴う最大利用時間)	7:30～18:30	8:30～16:30
延長保育料の対象時間	7:00～7:29 18:31～19:00	7:00～8:29 16:31～19:00
延長保育料の月額	月額2,000円	—
// 1回利用	100円	1時間につき100円

※ 1回利用については、朝・夕それぞれに徴収となります。

※ 土曜保育については、これまでどおり通常保育が8:30～12:00、最大でも7:00～18:00までです。(保育標準時間認定においては、土曜の延長保育料はかかりません。短時間認定においては、平日の臨時延長保育と同様に延長保育料がかかります。)

※ 土曜保育の申し込みは、クラスにある所定の用紙に水曜日までに必ず記入してください。

※ 保育短時間認定で月極め利用は想定しておりません。常態として延長保育に該当するような場合は、保育標準時間認定となります。

2. 延長保育の利用について

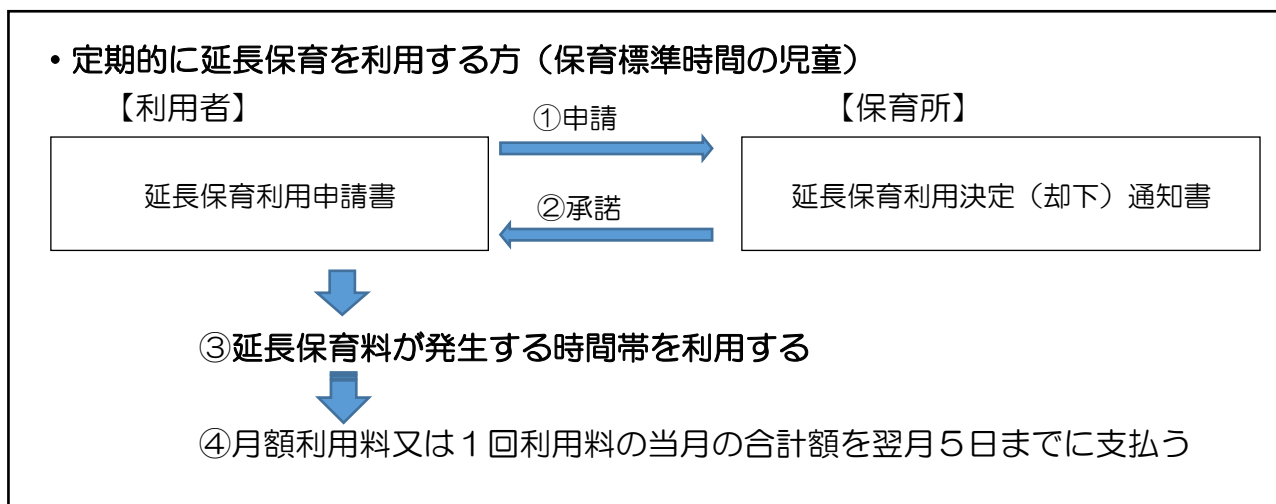
上記の利用時間は、あくまで認定区分上の最大利用時間であり、実際の個々のお子様の保育時間は、従来どおり保育所での延長保育の利用申請において決定する時間となります。したがって、保育標準時間認定になったとしても、実際に必要な時間を超えて、11時間ずっとお子様を預かるものではありません。

《 臨時延長保育の利用について 》

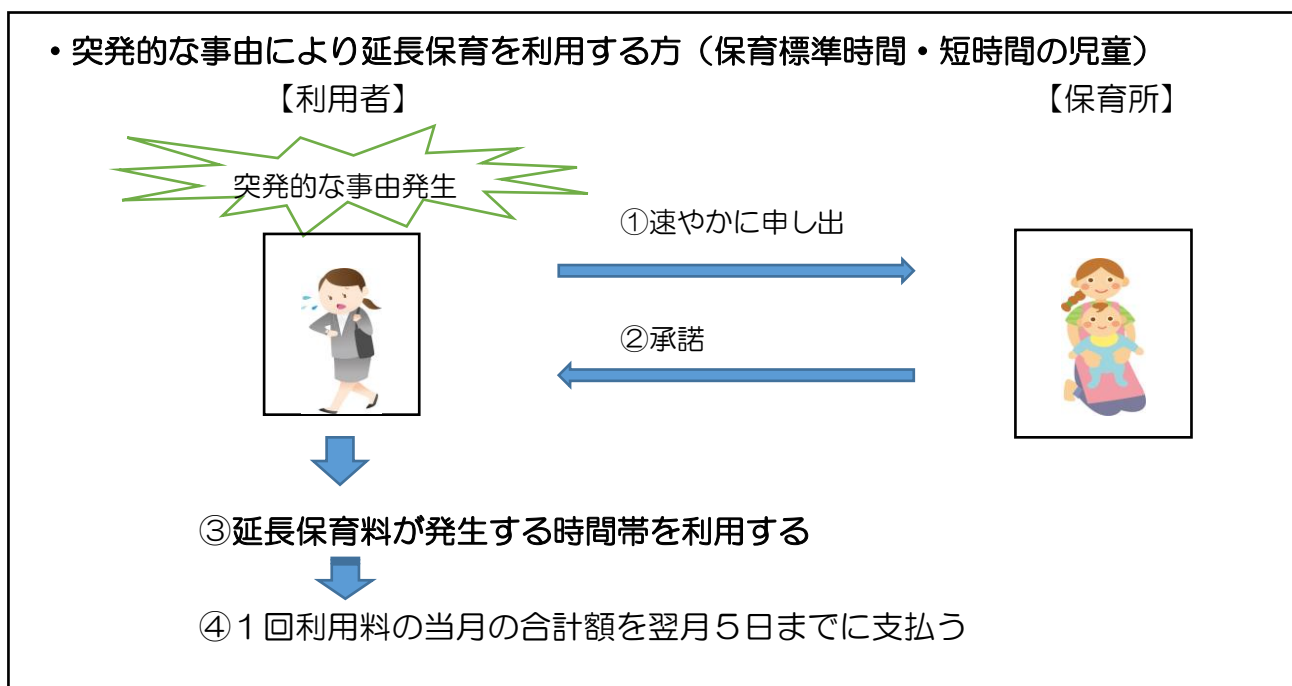
突発的な事由により、短時間認定の方が延長保育を利用される場合、または標準認定の方が延長保育利用決定時間を超えて延長保育を利用される場合は、延長保育を利用する前に必ず保育所に連絡をお願いします。(ただし、19:00 を超えての利用はできません。)

連絡がない場合は保育所から連絡を入れさせていただくこともあります。また、臨時的な利用が続く場合は、認定変更や延長保育利用変更などをお願いします。

《 延長保育(延長保育料が発生する場合)の手続きについて 》(令和元年 8 月以降)
 ＜定期的な延長保育利用の方の場合＞



＜臨時延長保育利用の方の場合＞



< 子育て電話相談について >

市立保育所では市民向け育児電話相談を受け付けています。

私立保育所では、子育てに関する不安や悩みをお持ちの保護者を対象に、保育士による育児相談を行っています。

睡眠、食事、身体発達、言語、情緒など、日ごろの子育ての中で心配なことがありましたら、ご利用ください。

相談日・時間

毎週月曜日から金曜日 午後 1 時から 3 時まで

< 小学校との連携 >

保育所保育指針の改正により、平成 21 年度から就学直前の年度の保育所児童について保育所から就学先となる小学校へ、子どもの育ちを支える資料を「保育所児童保育要録」として送付しております。又、接続期プログラムも作成しております。

これは、保育所での子どもの育ちを、それ以降の生活や学びへとつなげるもので、小学校において子どもの育ちを支え、子どもの理解を助けるものとなる資料です。



< 職員の研修について >

保育所に求められている質の高い保育・多様な保育ニーズへの対応・子育て支援サービスに、職員の自己学習や保育活動での経験及び研修を通して深められた知識や技術・並びに人間性が実践として活かされるよう、仕事での研修、また、個人で休暇を利用した研修等に参加し、自己研鑽に努めています。

< 公の主催研修 >

市役所主催研修・保育課主催研修・保育所領域別研修

県保育士会研修・社会福祉協議会研修 など

< 保育所学習会 >

安全委員学習会・救急法・自主学習会・子育て講演会 など

その他

< 全国で行われる研修 >

全国人権保育研究集会・関東女性集会

< 専門家による巡回相談 >

年数回専門家が保育所を巡回し、保育方法のアドバイスを受け、実践に役立てています。

< 個人情報保護について >

お子さま・ご家族の皆様の個人情報の取り扱いは十分に注意し、個人記録等の持出し禁止、知りえた情報を他に漏らすことのないように徹底しております。

< 写真およびビデオ撮影について >

保育所運営委員会・研修部会では保育所職員の資質向上を目的とした内部研修を行っております。内部研修用に職員の子どもたちとの関わりや、遊びの様子などを撮影させていただきます。

また、子どもたちの活動の様子をお知らせするために撮影した写真を保育所内で掲示をさせていただくことがあります。

目的以外の使用、外部への持出しは致しませんのでご理解のほどよろしくお願いします。

※行事などの際、保護者の方が撮影した写真・ビデオにつきましても、SNSなどへの投稿など不特定多数の人の目に触れるようなことは禁止とさせていただきます。

< 自己評価について >

保育所では、自らの保育を職員間で振り返ることにより、乳幼児期の子どもの成長・発達を支える保育の専門機関として、ひとり一人の子どものへの理解を深め、保護者との信頼関係を築き、保育の質の向上を図る目的で行なっています。

< 災害時の対応・避難場所について >

市立保育所では、災害時情報配信は、コドモンを利用して情報を提供しています。

火災・地震等で保育所が崩壊し、保護者との連絡がとれなくなった場合などの避難場所として、上尾運動公園陸上競技場北側の4番ゲート前が緊急時の1次避難場所となり、体育館が避難所となります。

お子さんと一緒に、ご確認ください。

< 災害用伝言ダイヤル（171）について >

災害用伝言ダイヤルは、大規模災害が発生した際にNTTがサービスを開始する音声の伝言版です。大規模な災害が起きた際、短時間に電話が集中してつながりにくくなります。保育所への連絡がつかない時は<災害用伝言ダイヤル>を利用してメッセージをご確認ください。

【 メッセージを聞く 】

171をダイヤルする⇒2⇒園の電話番号⇒1＃⇒再生⇒おわり

*保護者の方からの伝言は受けられません。



風水害等の災害時における臨時休園の基準について

近年豪雨や台風など風水害による甚大な被害が発生している状況が続いており、子どもの安全を第一に考えるとともに、保護者や保育従事者などの安全も守るため、「風水害等の災害時における臨時休園の基準」を策定しております。この基準に基づき、臨時休園をする場合があります。

また臨時休園決定後に、翌日の保育の代替措置に関しても設定し、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れを行います。

※詳しくは、「災害時における代替保育のご案内」をご覧ください。各保育所・保育課までお問い合わせください。

①臨時休園を行う際の判断基準

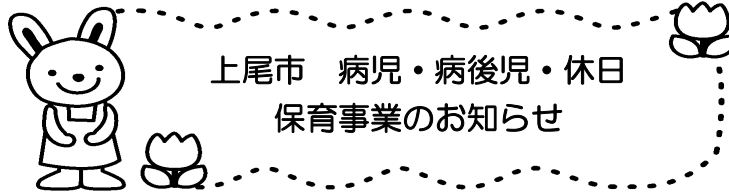
基準	防災情報発令時の対応について
対象となる施設	市内全ての認可保育施設
運用開始日	令和2年10月15日
対応方針の位置付け	風水害など予期可能な災害発生時の臨時休園の措置を明示。 (意思決定は保育実施主体である上尾市)
防災情報発令時の対応 (災害前日)	・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・JR東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市が決定のうえ休園する。 ※いずれの場合も休園決定後に、翌日の保育の代替措置の申請受付を行う。
防災情報発令時の対応 (災害当日)	・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・警戒レベル3相当の自治体防災情報「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、各園で判断し、市に連絡したうえで、休園・降園する。 ※これ以外の場合でも、浸水想定区域に指定されている保育施設は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

◇自治体防災情報発令時以外の対応について

- ・市は、災害前日にJR東日本の計画運休が発表された場合も休園の措置をとる。
- ・浸水想定区域に指定されている保育施設(畔吉、ころぼっくる第二、泉の森、つつじが丘)は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

②保育の代替措置

項目	内容
代替保育の実施	・市内の全ての認可保育施設に対して、災害前日に市が臨時休園を決定した場合のみ実施する。
保育の代替施設	上尾市立原市保育所（定員 10 名） 上尾市立上尾西保育所（定員 10 名）
代替保育の申込受付	・災害前日の臨時休園決定後、代替施設において、申込受付を行う。 ※災害当日の申込受付は行わない。 ※定員に達した時点で締め切る。 ※前日の臨時休園の判断が日曜日、祝日になる場合は、事前受付ができないため、翌日の代替保育は実施しない。
代替保育の対象	・災害発生の状況下に仕事をしなければならない「防災関係者（消防署、自衛隊、避難所設置に携わる公務員）」や「医療関係者」、「警察官」、24 時間体制の「高齢者施設」、「障害者施設」に勤務されている方で、いずれもご夫婦で勤務しなければならない家庭やひとり親家庭とする。 ※なお、災害時でも送迎ができる家庭に限る。
代替保育の要件	・事前に市保育課に登録している子ども
対象年齢	・1 歳児クラス在籍児童～
保育時間	・8 時 30 分～17 時 00 分
持参するもの	・弁当、おやつ、水筒、着替え（おむつ）、汚れもの入れ用ビニール袋、バスタオル お昼寝用シーツ、上掛け など
その他	・災害状況によっては、保育の代替措置を実施しない場合もある（前日判断）。



《 病児・病後児保育について 》

上尾市では、病気のお子さんを保護者の方に代わって保育する病児・病後児保育を行っています。現在病児・病後児保育室2ヶ所、病後児保育室2ヶ所 合計4か所の施設があります。病気の症状(急性期、回復期)によって、実施施設が異なります。

※詳しくは、「病児・病後児保育事業のお知らせ」をご覧ください。各保育所・保育課までお問い合わせください。

(病児・病後児保育施設)

医療機関併設のため、病気の急性期から回復期までお預かりできます。

※開設日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時

8時30分には、医師の診断があります。

かわかみこどもクリニック《オープンセサミ》

- ・上尾市藤波 3-187 TEL：048-789-3116
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

さくらクリニック 《どんぐりルーム》

- ・上尾市大字上尾村 542-1 [TEL：048-871-8630](tel:048-871-8630)
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

(病後児保育施設)

保育園併設のため、看護師が常駐し、病気の回復期のお子様をお預かりします。

※開設日時：月曜日～金曜日 8：00～18：00

ころぼっくる保育園 《たんぽぽ》

- ・上尾市小泉 5-7-4 TEL：048-771-2701
- ・受入年齢：生後7ヶ月から

ゆうゆうくじら保育園《くじらのおうち》

- ・上尾市原市 3870-1 TEL：048-721-3781
- ・受入年齢：生後2ヶ月から

上尾市大字上尾村 542-1 ☎871-8630

※施設ごとに受け入れ年齢が異なります。

※祝日・年末年始・診療がない日などお預かり出来ない日もあります。

※病児・病後児保育を利用するためには登録が必要です。

《休日保育について》

上尾市では、私立保育園 2 か所（保育園アミ・クレイシュ、うぐす保育園上尾春日）で休日保育を実施しています。対象児童は 1 歳児クラス（4 月 1 日時点で満 1 歳以上）から小学校就学前までの児童です。

（利用できる曜日と時間）

曜日：日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く。

時間：（保育標準時間認定の場合）午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

（保育短時間認定の場合） 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

※日曜から土曜日までの 1 週間において、平日及び土曜日の利用と合わせ、6 日間の利用の範囲に限ります。休日保育を利用した場合は、平日 1 日保育所はお休みしていただくようになります。

（利用料）通常保育の保育料に含まれます。

（定員） 10 名

（利用方法）実施保育園に直接登録申請をしてください。その際、勤務証明書が必要となります。

利用登録・利用予約・お問い合わせ

保育園 アミ・クレイシュ

・上尾市浅間台 1-18-30 TEL 048-777-0234

うぐす保育園 上尾春日

・上尾市春日 1-21-7 TEL 048-770-0880

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助をしたい人（提供会員）がお互いに会員となって、一時的に子どもを預かる会員組織です。

ファミリー・サポート・センターのアドバイザーが依頼会員の申し込みに応じて提供会員を紹介します。

上尾市平塚 724 （社会福祉協議会内） ☎777-0941

0歳児デイリープログラム



《あたご保育所の1日》



時間	子どもの活動
7:00	延長保育・順次登所・あいさつ・あそび
8:30	あいさつ、健康観察、引継ぎ あそび（室内・外）
9:00	おやつ、水分補給 着替え
9:30	あそび（室内・外）
10:45	着替え 給食、水分補給、授乳
12:00	着替え お昼寝
14:45	めざめ 着替え
15:00	おやつ、水分補給 着替え、
15:45	あそび（室内・外）、水分補給 順次降所
16:31	延長保育、引き継ぎ 健康観察
18:00	あそび 水分補給
19:00	全員降所

※水分補給（麦茶）等は随時行っています。

※一人ひとりの発達に応じた1日になります。

※おむつ替えは、一人ひとりの排泄の様子によって随時行っています。

※土曜日は活動内容が平日と多少異なります。

※保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行っています。



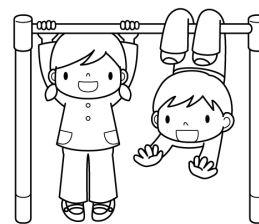
1・2歳児／3・4・5歳児デイリープログラム

※水分補給（麦茶）等は、随時行っています。

1・2歳児デイリープログラム		3・4・5歳児デイリープログラム	
時間	子どもの活動	時間	子どもの活動
7:00	延長保育、順次登所、あいさつ遊び	7:00	延長保育・順次登所・あいさつ遊び
8:30	あいさつ、健康観察、引継ぎ あそび（室内・外）	8:30	あいさつ、健康観察、引継ぎ
9:00	手洗い おやつ・水分補給 排泄	9:00	あそび（室内・外） クラス別活動（散歩、リズム、 うた、製作、他季節の遊びなど） かたづけ
9:30	あそび （室内、園庭、散歩、リズムなど） 排泄	11:20	手洗い、水分補給
11:00	手洗い 水分補給、給食	11:30	給食準備、給食
12:00	排泄、着替え お昼寝	12:30	お昼寝準備 紙芝居、絵本の読み聞かせ お昼寝
14:45	めざめ 排泄	14:45	めざめ、着替え
15:00	手洗い おやつ、水分補給	15:00	手洗い、水分補給 おやつ
15:30	あそび（室内・外） かたづけ、水分補給 順次降所	15:30	あそび（室内・外） かたづけ、水分補給 順次降所
16:31	延長保育、引継ぎ 健康観察、遊び	16:31	延長保育、引継ぎ 健康観察、あそび
18:00	水分補給	18:00	水分補給
19:00	全員降所	19:00	全員降所

※土曜日は活動内容が平日と多少異なります。

※保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行っています。



<健康管理について>

保育所では、内科健診（年 2 回）、歯科健診（年 2 回）を実施します。また、身体測定（身長・体重）については、3 歳未満児は毎月、3 歳以上児は隔月に実施しています。

1 コドモンの連絡帳機能でお子さんの健康状態をお知らせください。

睡眠時間、朝食、排便、体温を記入していただき健康確認をしております。

いつもとお子さんの様子が違うときは、連絡帳機能又は口頭で必ず職員にお知らせください。

2 こんな時は連絡します

発熱や嘔吐、ひどい下痢など具合が悪くなったとき、感染症が疑われるとき、あきらかにいつもの様子と違うときなどお子さんの症状によっては連絡をいたします。お迎えをお願いする場合もあります。連絡先は明確にお知らせください。

3 感染症疾患が発生したとき

水痘、風疹、おたふく風邪などの感染症が発生したときは、各クラスに掲示します。また、家庭内で法定伝染病や感染症などが発症した場合は速やかに保育所に連絡してください。（子どもがかかりやすい感染症は P23～P24 をご覧ください）

4 くすりについて

原則としてお預かりすることはできません。やむを得ない場合のみ、1 回分をお預かりします。薬は、それぞれに名前をつけて与薬票に記入し、薬剤情報提供書を添えて、職員に渡してください。

5 予防接種について

集団生活なので、体調が良いときに予防接種を早めに受けるようにしましょう。接種した時は、担任にお知らせください。（接種日はなるべく安静にしましょう）

6 熱性けいれん、てんかん、腕が抜けやすい、アレルギー体質、小児喘息など

日常生活において、注意または配慮等を必要とすることがありましたら、所長または担任にご相談ください。

7 保育所でのケガ…急病…のとき

保護者に連絡し、医師に診てもらいます。連絡がつかない場合、その処置については医師に一任しますのでご了承ください。また、万一の事故に備えて、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度に加入していただいています。

保育中及び登所時・降所時の子どもの事故は、この給付金制度の対象になります。掛金は市と保護者で負担しており、保護者の負担金は年間 240 円です。

囑託医の先生

内科医：福島医院 福島淳一先生（Tel 775-3111）

歯科医：もりた歯科医院 森田全省先生（Tel 773-7554）



保 育 所 と く す り

新しい環境での生活が始まり、お子さんは精神的に不安定な状態になりがちです。熱が出たり、食欲がなくなったり、機嫌が悪くなったりします。ご家庭においても健康管理には十分気を配ってあげましょう。

保育所は、楽しく元気に遊ぶところです。
原則としてくすりはお預かりできません。



（日本保育園保健協議会では、下記の規定が示されています。これに沿って与薬致しますのでご協力をお願いいたします。）

＊お子さんのくすりは、本来は保護者が登所して与えていただくものですが、やむを得ない理由で保護者が来所できないときは、保護者と保育所で話し合いの上、保育所の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「与薬票」に必要事項を記載し、くすりに添付して職員に手渡してください。

＊くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。保護者の個人的な判断で持参したくすり（予防するための市販薬）は、保育所としては対応できません。また頓服薬についても判断が難しいため対応できません。

長期に続けて飲まなければならないくすりの場合はご相談下さい。



＊診察を受けるときは、保育所に通っていることを伝えてください。また保育所では原則としてくすりの使用ができないことを医師に伝えて下さい。

＊1日3回飲ませるくすりは、「朝」・「保育所から帰ってからすぐ」・「寝る前」の3回に、または「朝」と「夜」の2回にしてもらえるように医師に相談してください。

＊時間で飲ませるように指示された時（4時間おき、6時間おきなど）は、症状が重い状態なので、できるだけ家庭でゆっくり休ませるようにしてください。

【やむを得ず「くすり」を持参する場合】

- 1.必ず与薬票に記入し、処方された薬に添付してください。
- 2.くすりは1回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前を記載して、当日分のみ職員にお渡しください。
- 3.薬剤情報提供書がある場合は、その写しを添付してください
- 4.コドモンの連絡帳機能や口頭で、重ねてくすりがあることを必ず担任にお知らせください。
- 5.くすりは事務室で一括管理します。



※気管支拡張テープを貼ってくる場合、テープに日付・お子さんの名前を記入し、コドモン連絡帳機能に貼ってある部位を記入して下さい。なお、貼り替えは行いません。

子どもがかかりやすい感染症

病名	主な症状・特徴	潜伏期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに、発しんが出る。	8～12 日	解熱後 3 日を経過していること。
インフルエンザ	突然の高熱、全身倦怠感、食欲不振、鼻水、咳、のどの痛み、関節痛、筋肉痛がある。	1～4 日	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後、3 日を経過していること。(乳幼児の場合)
風しん	発熱、発しん、リンパ節の腫れ。	16～18 日	発しんが消失していること。
水痘 (水ぼうそう)	発しんは、体幹から全身に現れ水疱となり、その後かさぶたになる。	14～16 日	すべての発しんがかさぶたになっていること。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発熱、唾液腺(耳下腺・顎下腺・舌下腺)が腫れ痛む。	16～18 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが現れてから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
結核	慢性的な発熱(微熱)、咳、疲れやすさ等。	3 か月～数 10 年	医師により感染のおそれがないと認められていること。
咽頭結膜熱(プール熱)	高熱、扁桃腺炎、結膜炎。	2～14 日	発熱、充血などの主な症状が消失した後 2 日を経過していること。
流行性角結膜炎	目が充血し、目やにが出る。	2～14 日	結膜炎の症状が消失していること。
百日咳	特有の咳(コンコン、ヒューヒュー)が特徴で長期に続く。夜間に悪化する。	7～10 日	特有な咳が消失していること又は 5 日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること。
腸管出血性大腸菌感染症 (O157 等)	水様の下痢便や腹痛、血便。	ほとんどの大腸菌 10 時間～6 日 O157 は主に 3～4 日	医師において感染のおそれがないと認められていること。
急性出血性結膜炎	強い目の痛み、目の結膜の出血、目やに。	ウイルスの種類によって、平均 2 4 時間または 2～3 日と差がある	医師により感染のおそれがないと認められていること。
侵襲性髄膜菌感染症	発熱、頭痛、嘔吐。	4 日以内	医師において感染のおそれがないと認められていること。
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み・腫れ、舌が苺状に赤く腫れる、全身に発しん。	2～5 日	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること。
マイコプラズマ肺炎	咳、発熱、頭痛などのかぜ症状が進行し、咳が長引く。	2～3 週	発熱や激しい咳が治まっていること。
手足口病	水疱性の発しんが、口の中や手足の末端にできる。	3～6 日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
伝染性紅斑 (りんご病)	発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛が現れ、頬が赤くなり、手足に網目状の発疹が出る	4～14 日	全身状態が良いこと。

ウイルス性 胃腸炎 ノロウイルス 感染症 ロタウイルス感染 症	嘔吐、下痢	ノロウイルス 12～48 時間 ロタウイルス 1～3 日	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食 事がとれること。
ヘルパンギーナ	高熱、咽頭痛、のどの奥に水 疱ができ、潰瘍となる。	3～6 日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること。
R S ウイルス 感染症	発熱、鼻水、咳などかぜ症状 が重症化し、ゼーゼーと呼吸 が苦しくなる。	4～6 日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
帯状疱疹	小さい水疱が神経にそった 形で片側に現れる。軽度の痛 み、違和感、かゆみ。	不定	すべての発しんがかさぶたになっているこ と。
突発性発しん	3 日間程度の高熱の後、解熱 とともに発しんが出て数日 で消える。	9～10 日	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと。
アタマジラミ症	吸血部分にかゆみ	10～30 日 卵は 7 日で孵化	駆除を開始していること。
疥癬 (かいせん)	かゆみの強い発しん、手足等 に線状の隆起した皮しん。 (疥癬トンネル)	約 1 か月	感染する事も考えられるため、医師において 感染のおそれがないと認められていること。
伝染性軟属腫 (水いぼ)	白から淡紅色の丘しんで、大 きくなると中央にくぼみがある。	2～7 週	伝染性軟属腫(水いぼ)から滲出液が出 ているときは被覆すること。
伝染性 膿痂しん (とびひ)	湿しんや虫刺されなどをか きこわし、細菌感染を起こ し、水ぶくれ、びらん、かさ ぶたができる。	2～10 日長期 の場合もある	病変部を医師から処方された外用薬で処置し 被覆すること。
B 型肝炎	ウィルスが肝臓に感染し、炎 症を起こす。	急性感染 45～160 日 (平均 90 日)	医師において感染のおそれがないと認められ ていること。
新型コロナウイルス 感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、 倦怠感、消化器症状、鼻水、 味覚異常、嗅覚異常	約 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快 した後 1 日を経過していること。 ※無症状の感染者の場合は、検体採取日 0 日目として、5 日を経過すること。
ヒトメタニューモ ウイルス感染症	咳、鼻水、発熱などから、一 部、気管支炎や肺炎をきたす ことがある。	4～6 日	発熱、咳などの症状が安定し、全身症状が 良いこと。
デング熱	突発の発熱、頭痛、眼窩痛、 筋肉痛、関節痛、発しんなど。	2～14 日	回復し、全身状態が良いこと。

※感染症にかかったまたはその疑いがある場合は、子どもの体調ができるだけ速やかに回復するよう
に完治するまで休ませ、再登所する時は医師の診断に従いましょう。

埼玉県救急電話相談（#7119）

急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。

※電話番号 #7119

又は 048-824-4199（ダイヤル回線・IP 電話・PHS 都県境の地域）
#8000 または 048-833-7911（子どもの相談）からも電話をかけられます。

※相談時間： 24 時間 365 日

❖ご利用上の注意❖

育児相談には応じかねます。

また、この電話相談は助言を行うものであり、診断や治療を行うものではありませんので、あらかじめご了承ください。

中毒110番・電話サービス

【対象】

中毒110番は**化学物質**（タバコ・家庭用品など）、**医薬品、動植物の毒**などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供しております。

以下のようなものについては受け付けておりませんのでご注意ください。

慢性中毒（薬物依存・薬物乱用・環境汚染など）、医薬品の常用による副作用・ショック、催奇形性・胎児への影響、放射性同位元素、細菌性食中毒、寄生虫、イヌ・ネコ、ネズミによる咬傷（感染が問題となるもの）、虫、糞尿、異物（通常、成分が消化管で吸収されて急性中毒を起こすことはなく、主として物理的障害が問題となるもの）は受け付けておりません。

◆大阪中毒110番（365日 24時間対応）

072-727-2499（情報提供料：無料）

◆つくば中毒110番（365日 9時～21時対応）

029-852-9999（情報提供料：無料）

◆タバコ誤飲事故専用電話（365日 24時間対応、児童音声応答による情報提供：一般向け）

072-726-9922（情報提供料：無料）

❖問い合わせにあたって❖

情報提供には正確な情報把握が必要です。迅速な情報提供のため、次の事にご留意の上、相談しましょう。

特に中毒原因物質の特定は重要ですので、
できれば商品等を手元にお持ちの上、お電話下さい。

- ・患者の氏名、年齢、体重、性別
- ・連絡者との関係、連絡者の電話番号
- ・中毒原因物質（正確な商品名、会社名、用途）
- ・中毒事故の発生状況（摂取量、接種経路、発生時刻）
- ・患者の状態

※おかけ間違いのないよう電話番号をご確認の上、お問合せください。

予防接種のお願い

保育所は、免疫のない0歳から就学前の6歳までのお子さんが、集団で生活をしており
ます。ひとは病気にかかってはじめて免疫ができますが、感染力の強いものにかかる
と重症化してしまう病気もあります。安心して保育所生活ができますよう、また、お
子さんの健康を守る意味からも予防接種を受けていただくようご協力をお願い致し
ます。

指定された予防接種は、対象年齢の間は無料で受けられます。

詳しくは保健センターにお問い合わせください。

(上尾市東保健センター 電話：048 - 774 - 1414)

受けていただきたい予防接種



四種混合
ヒブ
小児用肺炎球菌
BCG
麻疹風疹混合 (MR)
日本脳炎
水痘
B型肝炎
ロタウィルス



歯磨きの習慣は大切です



保育所では、6月と11月に歯科検診を行っております。その結果、3才以上児になると、虫歯ができる子が増えてくることが分かりました。将来の健康な歯の土台を作るのがお子さんの今の時期です。乳歯の虫歯は、噛む力が不足してあごの骨が十分に成長できないことや永久歯が正しく生えてくることができずに歯並びが悪くなる可能性があります。

乳歯は永久歯より虫歯になりやすく、進行も早いものです。

年長児になると、食後に歯磨きをしています。ご家庭でも、食後に歯を磨く習慣をつけ、特に夜寝る前には仕上げ磨きをしてあげましょう。



「災害共済給付制度」について

保育所の管理下でけがをして医療機関を受診した時

原則

窓口支払総合計が、
¥1,000 以上だった場合



(独)日本スポーツ振興センターの医療費給付を申請する。

概要

保育所の管理下における児童の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付金(医療費、障害見舞金、死亡見舞金)の支給を行うもので、その運営に要する経費を、国・保育所設置者(上尾市)・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

給付対象

保育所管理下(登所、降所時含む)におけるけがにより、医療機関にかかり、その窓口支払総合計が¥1,000 以上(再診分合算、薬剤費含む。保険外費用は対象外)である場合。

給付額

医療費総額の自己負担分(2 割)を一度窓口でお支払いいただきますが、後日、指定口座に医療費総額の 4 割が支給されます。

◎例：初診料、再診料及び薬剤費を含む医療費総額が¥5,000 であった場合
(医療機関で)保護者には、自己負担分の¥1,000(2 割)を窓口でお支払いいただきます。
(後日振込で)センターから、自己負担分¥1,000+お見舞金¥1,000=¥2,000
(総額の 4 割)が支給されます。

※その他、障害見舞金、死亡見舞金の給付があります。

掛金

児童 1 人の掛金は年間 365 円ですが、保護者の掛金は 240 円です。設置者が 125 円負担します。

例外

窓口支払総合計が、
¥1,000 未満だった場合

上尾市「こども医療費」の支給を申請する。

上尾市「こども医療費」とは…

概要

こどもが、医療機関などで保険診療を受けた場合、自己負担した医療費の一部を助成する制度です。15 歳に達する日以降の 3 月末日まで対象になります。

支給対象

各医療保険制度の自己負担額

※ 保険外費用は支給対象外です。詳しくは、上尾市子ども支援課にご確認ください。

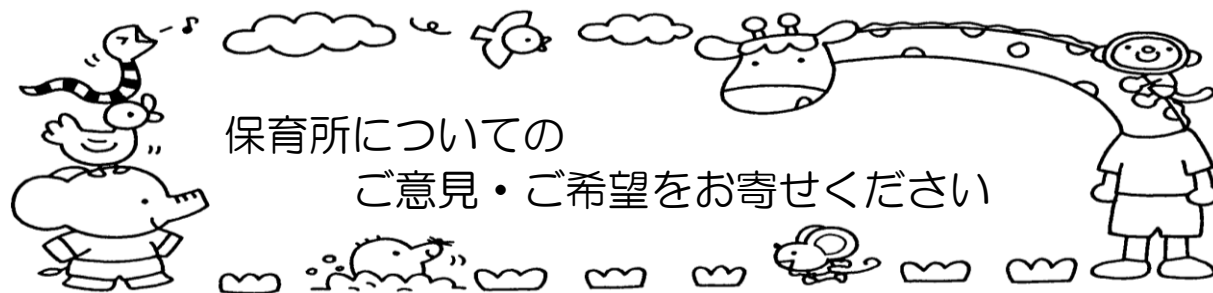
請求方法

- ① 上尾市子ども支援課で「こども医療費受給資格証」の発行を受けてください。
- ② 診療月の翌月以降に所定の申請書と領収書を上尾市子ども支援課に提出してください。後日、指定口座に振り込みます。

◎お願い◎

- ① 医療機関への再診の付き添いは保護者の方をお願いしております。保育所の人員にも限りがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ② 市の条例により、原則的にこども医療費助成制度を適用せず、一度窓口払いを行っていただきます(「(独)スポーツ振興センター」の欄参照)。
- ③ 治癒後、窓口支払総合計が ¥1,000 未満だった場合は、領収書が必要となりますので、保存しておいてください(「上尾市こども医療費」の欄参照)。

※ 医療機関の窓口支払い額にかかわらず、選定療養費(高度・専門医療を行う 200 床以上の病院を受診するときに係る費用)は、スポーツ振興センター医療費給付・こども医療費いずれも対象とはなりません。



1 あたご保育所を利用するにあたりまして、保育所が提供するサービス（保育所が行う保育）について、お気づきのこと、改善してほしいことがございましたら、遠慮なくお申し出ください。保育所では、「利用者の意見、要望等の相談解決実施要綱」に基づき、中立公正に対応いたします。その際、個人情報の保護には十分配慮いたします。

2 意見の提出方法

- ① クラス担任、苦情受付担当者、保育所長に口頭、面接、電話、書面等により随時申し出ください。
- ② 「ご意見箱」に備え付け用紙に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を記入し、お入れください。
- ③ 電子メール用の「e-意見箱」に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望を入力し、送付してください。※件名に「保育所についての意見・要望」と入力してください。
E-mail アドレスは s172300@city.ageo.lg.jp
- ④ 保育課に氏名、クラス名、電話番号、意見・要望をご記入のうえ郵送、FAX、直接持参してください。

3 苦情解決担当者は下記のとおりです。なお、苦情解決第三者委員の立ち合い、相談が必要な場合は、保育所主任保育士、保育所長に連絡先をお尋ねください。

・ 苦情受付担当者	保育所主任保育士
・ 苦情解決責任者	保育所長
・ 苦情解決総括責任者	上尾市 保育課
・ 苦情解決第三者委員	小杉 道郎、甲原 裕子、鈴木 宏明

4 意見・要望の取り扱いについて

提出していただいたご意見・ご要望を十分検討し、文書で回答いたします。匿名のものについては、掲示板にて回答いたします。なお、ご意見・ご要望の内容及び回答で保育所に共通する事項などは、園だよりを通じて紹介させていただく場合がありますので、ご了承ください。

<届け出について>

家庭状況（住所・氏名・婚姻・離婚など）、税額、勤務先などの変更があった場合、保育所の入所要件（退職・傷病等の回復により保育ができる状態になったときや、出産要件入所で出産後3ヶ月を過ぎたときなど）に該当しなくなった場合は、届け出をしてください。

※保険証の変更の場合も、速やかにお知らせください。

変更事項届出一覧表

次のような場合には、保育所又は保育課に届出をしてください。

1. 家族の状況に変更があった場合の届出

内容		提出書類		提出期限
①	住所の変更	支給認定変更申請書		変更を適用 させたい月の 前月20日 まで。
②	氏名の変更	支給認定変更申請書		
③	家族構成に 変更がある 場合	妊娠・出産	母子手帳の出産(予定日)が分かるページのコピー	
		結婚	①配偶者の就労証明書 ②配偶者の住民税課税証明書	
		離婚	調停中の場合…事件係属証明書または夫婦関係等 調整調停申立書(裁判所の印があるもの)	
		同居家族増		
		死亡		
税額(所得税・住民税)に 変更があった場合		支給認定変更申請書		
勤務内容(会社、勤務場 所・時間・日数)が変わっ たとき		支給認定変更申請書と就労証明書 ※利用時間(保育標準時間・保育短時間)の変更を希望する場合は、申請 書にその旨を記入		
育児休業を取得・復帰した		取得…休業期間が明記された就労証明書 復帰…就労証明書		

2. 保育所入所要件(保育が必要な条件)に該当しなくなった場合の届出

保育所入所要件に該当しなくなった場合は、原則退所となります。**保育の実施解除申出書**をご提出ください。

継続して保育が必要な場合は、新たに「保育が必要なことの証明書(就労証明書、診断書等)」が必要となります。

	入所要件非該当事由	保育所入所継続要件
①	仕事を辞めたとき	入所要件非該当後、支給認定変更申請書及び誓約書を提出し、2ヵ月以 内に保育が必要なことの証明書を提出。
②	傷病者が回復し、保育ができる状態になったとき	
③	出産要件入所で出産後3ヵ月経過するとき	出産後3ヵ月末までに保育が必要なことの証明書を提出※1

※1 仕事をしていた方が出産に伴い、仕事を辞めた場合、出産予定日の3ヵ月前より保育所入所要件が「出産」となります。
出産後3ヵ月までに証明書を提出されない場合は、退所となりますのでご注意ください。

○育児休業中の保育所入所制限について

現在入所中の児童については、原則として育児休業の対象となった児童が1歳6ヵ月になる月の月末までが入所期限です。
入所継続の条件としては、入所期限の翌月中に復帰することが必要となります。

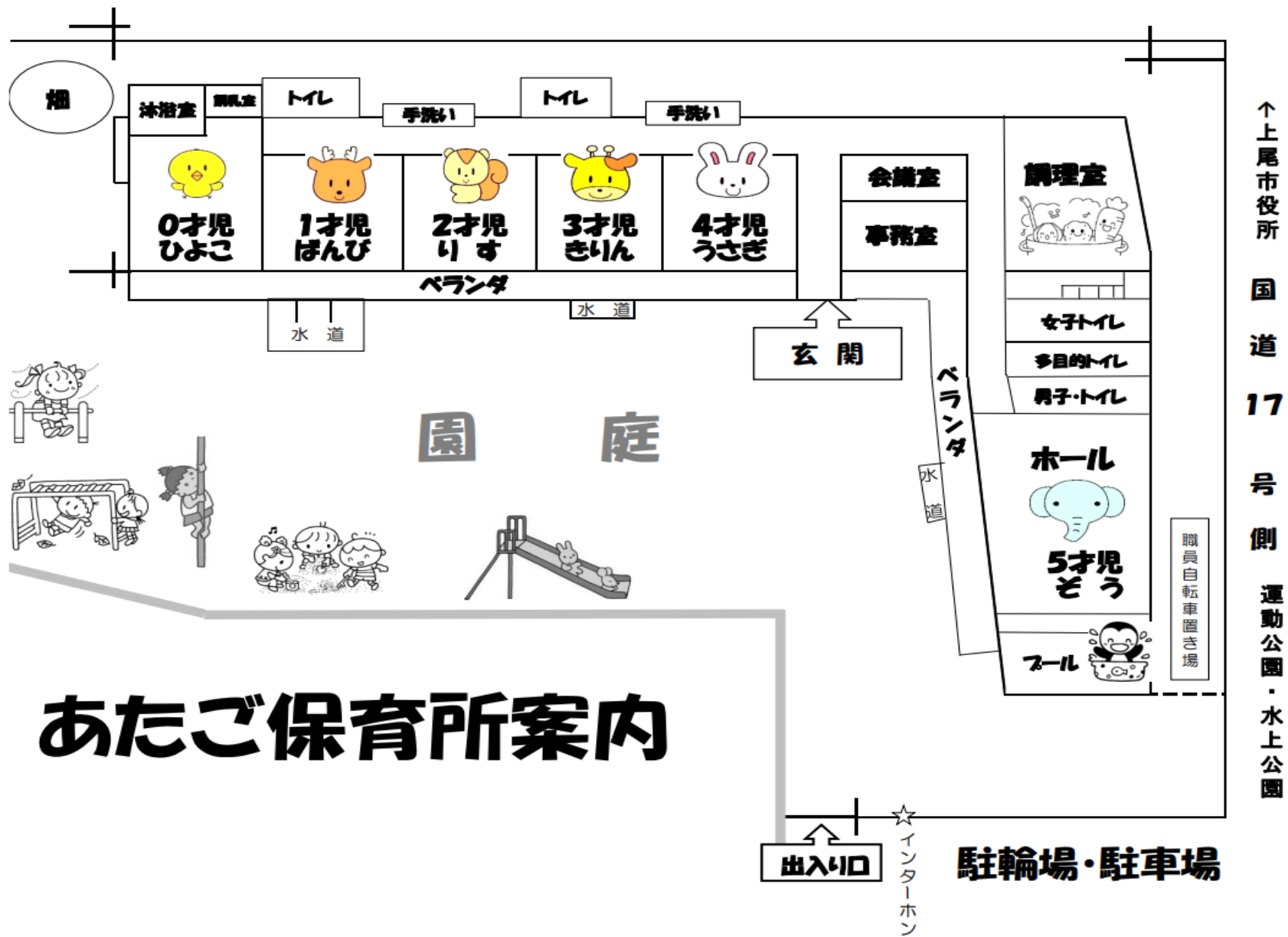
その他ご不明な点等ございましたら、上尾市役所保育課までお問合せください。

令和 7 年度行事予定表

あたご保育所

	行 事 予 定
4月	入所・進級式・クラス懇談会 杉の子総会（書面）・内科健診
5月	こいのぼり集会・園庭開放 以上児親子交流会
6月	プール開き・園庭開放・歯科健診 夏まつり
7月	支援センター交流・七夕
8月	夏期保育期間・安全への誓いの日
9月	お月見集会
10月	運動会 園庭開放
11月	支援センター交流・観劇・歯科健診 卒園遠足・内科健診・未満児親子交流会 公開保育
12月	もちつき・お楽しみ会・総合避難訓練
1月	新年集会・支援センター交流・卒園写真
2月	節分・保育報告会
3月	ひなまつり・お別れ会・卒園式
その他	お誕生会・避難訓練・身体測定は毎月（3・4・5才児は2ヶ月毎） 園だより・クラス便り・保健だよりは毎月配信しています。 給食だよりは随時配信しております。 保育参加・個別懇談会・クラス懇談会はクラスごとに計画します。 観劇を予定しております。





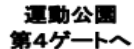
あたご保育所散歩地図

【お散歩先の住所】

- ①運動公園…上尾市愛宕3-28-30
- ②水上公園…上尾市日の出4-386
- ③ふれあいの森…上尾市西宮下2丁目
- ④電車見学…上尾市愛宕1-7 踏切り付近
- ⑤つつじヶ丘公園…さいたま市北区吉野町2-213



あたご保育所



民家

↑上尾市役所

国道
17
号

運動公園・水上公園↓